



# 熊本県公報

第13419号  
令和7年(2025年)  
3月28日(金)  
(毎週 火・金発行)

## 目 次

### 告 示

- 道路の供用開始・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（道路保全課） 2
- 新型インフルエンザ等対策特別措置法第2条第8号の規定による指定地方公共機関の指定・・・・・・・・（健康危機管理課） 2
- 種畜証明書の手換交付・・・・・・・・・・・・・・・・（畜産課） 3
- 道路の供用開始・・・・・・・・・・・・・・・・（道路保全課） 3
- 道路の区域変更・・・・・・・・・・・・・・・・（ 〃 ） 3
- 特定都市河川及び特定都市河川流域の指定・・・・・・・・（河川課） 3
- 指定居宅サービス事業者の指定・・・・・・・・（高齢者支援課） 4
- 保安林の指定に関する予定・・・・・・・・（森林保全課） 4
- 保安林の指定に関する予定・・・・・・・・（ 〃 ） 4
- 保安林の指定に関する予定・・・・・・・・（ 〃 ） 5
- 保安林の指定に関する予定・・・・・・・・（ 〃 ） 5
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業の廃止・・・・・・・・（障がい者支援課） 5
- 鳥獣捕獲等事業の変更・・・・・・・・（自然保護課） 6
- 熊本県建設工事及び建設コンサルタント業務等委託契約事務取扱要領の一部を改正する要領・・・・・・・・（監理課） 6
- 熊本県競争入札心得の一部を改正する告示・・・・・・・・（ 〃 ） 6
- 指定居宅サービス事業者の指定・・・・・・・・（高齢者支援課） 9
- 道路の区域変更・・・・・・・・・・・・・・・・（道路保全課） 9
- 熊本県土地利用基本計画の変更・・・・・・・・（地域振興課） 9

### 公 告

- 令和7年度（2025年度）熊本県総合行政ネットワーク県庁NOC監視運営保守業務委託に係る一般競争入札落札者等の決定・・・・・・・・（システム改革課） 10
- 熊本県水俣病関係公費負担医療等業務システム再構築業務委託に係る一般競争入札落札者等の決定・・・・・・・・（水俣病保健課） 10
- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条の6第1項に基づく応急入院指定病院の指定・・・・・・・・（障がい者支援課） 10
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了・・・・・・・・（建築課） 11
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了・・・・・・・・（ 〃 ） 11
- 県営土地改良事業の廃止・・・・・・・・（農村計画課） 11
- 県営土地改良事業の廃止・・・・・・・・（ 〃 ） 11
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了・・・・・・・・（建築課） 12
- 農用地利用集積等促進計画の認可・・・・・・・・（担い手支援課） 12

### 登 載 依 頼

- 熊本県教職員住宅管理規程の一部を改正する訓令・・・・・・・・（教育政策課） 12
- 熊本県立大津支援学校通学バス運行業務に係る一般競争入札の落札者の決定・・・・・・・・（大津支援学校） 13
- 熊本県議会傍聴規則の一部を改正する規則・・・・・・・・（議会事務局） 13
- 熊本県議会会議規則の一部を改正する規則・・・・・・・・（ 〃 ） 13
- 熊本県有明海区漁業調整委員会の保有する保有個人情報の開示等に関する規程の一部を改正する規程・・・・・・・・（有明海区漁業調整委員会） 14
- 天草不知火海区漁業調整委員会の保有する保有個人情報の開示等に関する規程の一部を改正する規程・・・・・・・・（天草不知火海区漁業調整委員会） 21
- 熊本県議会委員会傍聴取扱要領の一部を改正する要領・・・・・・・・（議会事務局） 28
- 熊本県内水面漁場管理委員会の保有する保有個人情報の開示等に関する規程の一部を改正する規程・・・・・・・・（内水面漁場管理委員会） 28
- 熊本県教育委員会職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令・・・・・・・・（教育政策課） 36

**告 示**

**熊本県告示第239号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和7年（2025年）3月28日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和7年（2025年）3月28日

熊本県知事 木 村 敬

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備 考
主要地方道	小川嘉島線	宇城市小川町東海東 286番11地先から 同所 331番1地先まで	300.6	防交安 (交通安全)

2 供用を開始する期日 令和7年（2025年）3月31日

**熊本県告示第240号**

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第2条第8号の規定に基づき熊本県知事が指定する指定地方公共機関は、次のとおりとし、令和7年3月28日から施行する。

なお、平成25年10月29日熊本県告示第976号（新型インフルエンザ等対策特別措置法第2条第7号の規定による指定地方公共機関の指定）は、廃止する。

令和7年（2025年）3月28日

熊本県知事 木 村 敬

種 別	指定地方公共機関の名称	備 考
医療を営む法人	国立大学法人熊本大学	熊本大学病院
	社会福祉法人恩賜財団済生会	済生会熊本病院
		済生会みすみ病院
	国家公務員共済組合連合会	熊本中央病院
	一般社団法人熊本市医師会	熊本市医師会熊本地域医療センター
	社会医療法人黎明会	宇城総合病院
医療関係の法人（医療を営む法人を除く。）	公益社団法人熊本県医師会	
	一般社団法人熊本県歯科医師会	
	公益社団法人熊本県薬剤師会	
	公益社団法人熊本県看護協会	
	一般社団法人熊本県医療法人協会	
ガスの供給を営む法人	一般社団法人熊本県LPガス協会	
	山鹿都市ガス株式会社	
	九州ガス株式会社	
	天草ガス株式会社	
輸送を営む法人	熊本電気鉄道株式会社	
	南阿蘇鉄道株式会社	
	肥薩おれんじ鉄道株式会社	
	くま川鉄道株式会社	
	一般社団法人熊本県バス協会	
公益社団法人熊本県トラック協会		

熊本県告示第241号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第8条第1項の規定により農林水産大臣から次のとおり種畜証明書を書換交付した旨の通報を受けたので、同条第2項の規定により公示する。

令和7年（2025年）3月28日

熊本県知事 木 村 敬

証明書番号	申請の事由	変更後	変更前
11368598925	種畜の飼養者の住所及び氏名又は名称の変更	熊本県合志市栄3801 熊本県農業研究センター	熊本県玉名市横島町共栄37 独立行政法人家畜改良センター熊本牧場
11650015390	種畜の名前の変更	重波泉五	泉

熊本県告示第242号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和7年（2025年）3月28日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和7年（2025年）3月28日

熊本県知事 木 村 敬

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	水俣田浦線	葦北郡津奈木町大字福浜字柳迫 4126番2地先から 同所 4135番1地先まで	90.0	活力創出 基盤交付金

2 供用を開始する期日 令和7年（2025年）3月31日

熊本県告示第243号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和7年（2025年）3月28日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和7年（2025年）3月28日

熊本県知事 木 村 敬

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	相良人吉線	球磨郡相良村大字四浦西字樋ノ下 1135番2地先から 同所 1180番1地先まで	前 後	3.3 ～ 6.7 5.3 ～ 8.9	234.3 235.2	単道改

2 区域を変更する期日 令和7年（2025年）3月28日

熊本県告示第244号

特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第3条第4項の規定により、特定都市河川及び特定都市河川流域を次のとおり指定する。

令和7年（2025年）3月28日

熊本県知事 木 村 敬

1 特定都市河川

名称	区 間	
	上 流 端	下 流 端
竜野川	上益城郡甲佐町大字上早川字小原3997番	緑川への合流点

地先の山の神橋

- 2 特定都市河川流域  
上益城郡甲佐町のうち、次の図面の赤枠で囲まれた区域  
(次の図面は省略し、熊本県土木部河川港湾局河川課に備え置いて一般の縦覧に供する。)
- 3 縦覧を開始する日  
令和7年(2025年)3月28日

**熊本県告示第245号**

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。  
令和7年(2025年)3月28日

熊本県知事 木村敬

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社NOD Aグループ	ヘルパーステーションのあ	玉名市岱明町野口1145番地15	令和7年(2025年)4月1日	訪問介護

**熊本県告示第246号**

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。  
令和7年(2025年)3月28日

熊本県知事 木村敬

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県人吉市西間上町字滝下2135番1(次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県南広域本部球磨地域振興局並びに人吉市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**熊本県告示第247号**

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。  
令和7年(2025年)3月28日

熊本県知事 木村敬

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県球磨郡五木村甲字上荒地6156番4(次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県南広域本部球磨地域振興局並びに五木村役場に備え置いて縦覧に供する。)

**熊本県告示第248号**

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

令和7年(2025年)3月28日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県球磨郡錦町大字一武字戸平山4668番4
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字戸平山4668番4(次の図に示す部分に限る。)
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県南広域本部球磨地域振興局並びに錦町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第249号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。  
令和7年(2025年)3月28日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県球磨郡球磨村大字一勝地丁字境ヶ谷404番1、405番1、411番5から411番7まで、大字渡丙字境ヶ谷1938番4、1940番19、1941番1
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字境ヶ谷411番5・411番6・1938番4・1940番19・1941番1(以上5筆について次の図に示す部分に限る。)
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県南広域本部球磨地域振興局並びに球磨村役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第250号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。  
令和7年(2025年)3月28日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県葦北郡芦北町大字田川字岩本1667番、1667番2、1669番1、1673番2、1674番、1779番1、1779番2、1780番1、1780番2、1781番1、1781番2
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字岩本1667番・1667番2・1673番2・1779番1・1780番1・1781番1(以上6筆について次の図に示す部分に限る。)、1669番1、1780番2
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県南広域本部並びに芦北町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第251号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定による指定障害福祉サービス事業の廃止の届出があったので、同法第51条の規定により公示する。

令和7年（2025年）3月28日

熊本県知事 木 村 敬

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	廃止年月日
氷川学園相談支援事業所 風舎 八代郡氷川町宮原116 7番地2	社会福祉法人清流会 八代郡氷川町宮原111 6番地 田河 昭	地域移行支援 地域定着支援	令和7年（2025年）3 月31日

**熊本県告示第252号**

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第18条の8第2項の規定に基づき、鳥獣捕獲等事業者の認定の有効期間を更新したので、同条第6項において準用する同法第18条の5第2項の規定により次のとおり公示する。

令和7年（2025年）3月28日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 名称及び住所  
株式会社九州自然環境研究所  
熊本市北区龍田四丁目30番45号
- 2 代表者の氏名  
中園 朝子
- 3 有効期間の更新  
令和7年（2025年）4月19日から令和10年（2028年）4月18日まで
- 4 変更年月日  
令和7年（2025年）3月19日

**熊本県告示第253号**

熊本県建設工事及び建設コンサルタント業務等委託契約事務取扱要領の一部を改正する要領を次のように定める。

令和7年3月28日

熊本県知事 木 村 敬

熊本県建設工事及び建設コンサルタント業務等委託契約事務取扱要領の一部を改正する要領

熊本県建設工事及び建設コンサルタント業務等委託契約事務取扱要領（平成21年熊本県告示第618号）の一部を次のように改正する。

第2条前段中「により契約書」の次に「（当該契約書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）」を加え、「のうえ、」を「して」に改め、「しなければ」を「し、又は当該契約書に記載すべき事項を記録した電磁的記録に地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第5項に規定する措置を講じなければ」に改める。

第2条後段及び第9条中「契約書」の次に「（当該契約書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）」を加える。

附 則

- 1 この要領は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この要領による改正後の熊本県建設工事及び建設コンサルタント業務等委託契約事務取扱要領の規定は、この要領の施行の日以後に行われる公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用し、同日前に行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約については、なお従前の例による。

**熊本県告示第254号**

熊本県競争契約入札心得の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年3月28日

熊本県知事 木 村 敬

熊本県競争契約入札心得の一部を改正する告示

熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）の一部を次のように改正する。

第3条第6項中「定めた様式。」の次に「いずれも、当該契約書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。」を加える。

第14条第1項中「契約書の案に記名押印し」を「契約書の案（書面で作成するときは、落札者が記名押印したもの。）を」に改め、「これを」を削る。

別記第1号様式を次のように改める。  
附 則  
この告示は、令和7年4月1日から施行する。

別記第1号様式

# 公共工事請負契約書

1 工事番号 第 号

2 工事名

3 工事場所

4 工期 元号 年 ( 年) 月 日から  
元号 年 ( 年) 月 日まで

5 請負代金額

百	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 )

6 契約保証金

7 建設発生土の搬出先等

この工事が資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)の規定により再生資源利用促進計画の作成を要する工事である場合は、受注者は、工事の施工前に発注者に再生資源利用促進計画を提出し、その内容を説明しなければならず、工事の完成後に発注者から請求があったときは、その実施状況を発注者に報告しなければならない。

8 解体工事に要する費用等

9 特約条項

上記の工事について、発注者熊本県と受注者 とは、各々対等な立場における合意に基づいて、熊本県公共工事請負契約約款の各条項及び上記内容によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

(注) 当該契約書に記載すべき事項を記録した電磁的記録により契約を締結する場合は、「本契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。」とあるのは「本契約の証として本電子契約書ファイルを作成し、発注者及び受注者が電子署名の上、各自その電磁的記録を保管する。」とし、「印」を削る。

元号 年 ( 年) 月 日

発注者 熊本県  
代表者 熊本県知事 印

受注者 住 所  
商号又は名称  
代表者氏名 印

**熊本県告示第255号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

令和7年（2025年）3月28日

熊本県知事 木 村 敬

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
NPO法人えがおつながる健幸プロジェクト	訪問すまいる	玉名郡長洲町宮野341-3	令和7年（2025年）4月1日	訪問介護

**熊本県告示第256号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和7年（2025年）3月28日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和7年（2025年）3月28日

熊本県知事 木 村 敬

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	荒尾長洲線	荒尾市榑字裏毘沙門 780番1地先から 荒尾市野原字藺牟田 1061番26地先まで	前	12.5 ～ 50.0	1543.5	旧道移管
		荒尾市榑字裏毘沙門 780番1地先から 荒尾市野原字西原 115番1地先まで		4.7 ～ 10.5		
		荒尾市榑字裏毘沙門 780番1地先から 荒尾市野原字藺牟田 1061番26地先まで	後	12.5 ～ 50.0	1543.5	

2 区域を変更する期日 令和7年（2025年）4月1日

**熊本県告示第257号**

熊本県土地利用基本計画（昭和50年熊本県告示第537号）の一部を変更したので、国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第9条第14項において準用する同条第13項の規定により次のとおりその要旨を公表する。

令和7年（2025年）3月28日

熊本県知事 木 村 敬

1 熊本県土地利用基本計画の変更の要旨

変更地域名	市町村名	変更部分の面積	変更を必要とする理由
人吉森林地域	人吉市	18.4ヘクタールの縮小	開発完了に伴い現況が森林ではなくなり、地域森林計画対象民有林から除外する必要がある。
人吉森林地域	人吉市	37ヘクタールの縮小	同上
天草森林地域	天草市	4.7ヘクタールの縮小	同上
小国森林地域	小国町	17.2ヘクタールの縮小	同上

益城森林地域	益城町	8ヘクタールの縮小	同上
--------	-----	-----------	----

- 2 変更に係る熊本県土地利用基本計画の閲覧場所  
 熊本県企画振興部地域振興・世界遺産推進局地域振興課（県庁行政棟本館6階）  
 郵便番号862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

**公 告**

**熊本県公告第183号**

特定調達契約につき一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成7年熊本県規則第51号）第11条第1項の規定により次のとおり公示する。  
 令和7年（2025年）3月28日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 落札に係る特定役務の名称  
 令和7年度（2025年度）熊本県総合行政ネットワーク県庁NOC監視運営保守業務委託
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
 熊本県企画振興部デジタル戦略局システム改革課デジタル基盤推進班  
 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 3 落札者を決定した日  
 令和7年（2025年）2月25日
- 4 落札者の氏名及び住所  
 西日本電信電話株式会社 熊本支店  
 熊本市中央区九品寺一丁目2-11
- 5 落札金額  
 138,600,000円（うち消費税及び地方消費税の額12,600,000円）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
 一般競争入札
- 7 特例政令第6条に規定する公告を行った日  
 令和7年（2025年）1月10日

**熊本県公告第184号**

特定調達につき一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成7年熊本県規則第51号）第11条第1項の規定により次のとおり公告する。  
 令和7年（2025年）3月28日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 落札者に係る特定役務の名称  
 熊本県水俣病関係公費負担医療等業務システム再構築業務委託
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
 熊本県環境生活部水俣病保健課  
 郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 3 落札者を決定した日  
 令和7年（2025年）3月11日
- 4 落札者の氏名及び住所  
 株式会社熊本計算センター  
 代表取締役 豊住 周二  
 熊本県熊本市中央区水前寺一丁目7番26号
- 5 落札金額  
 69,300,000円  
 （うち消費税及び地方消費税の額6,300,000円）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
 一般競争入札
- 7 特例政令第6条に規定する公告を行った日  
 令和7年（2025年）1月24日

**熊本県公告第185号**

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第33条の6第1項の規定により応急入院指定病院として次のとおり指定した。  
 令和7年（2025年）3月28日

熊本県知事 木 村 敬

病院の名称	病院の所在地	指定年月日
八代病院シーサイドこころケアステーション	八代市郡築一番町179番地	令和7年(2025年)4月1日から令和10年(2028年)3月31日まで

**熊本県公告第186号**

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。  
令和7年(2025年)3月28日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
菊池郡菊陽町新山二丁目3190番106及び同3190番107  
5,293.96平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)  
熊本市東区下江津三丁目15番2号  
株式会社熊本不動産ネット

**熊本県公告第187号**

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。  
令和7年(2025年)3月28日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
上益城郡嘉島町大字上仲間字上川原836番1、同843番1、同843番2、同843番3、同844番1及び同844番2  
2,221.77平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)  
熊本市中央区辛島町4番35号  
株式会社明和不動産

**熊本県公告第188号**

土地改良法(昭和24年法律第195号)第88条第1項の規定により、県営藤井・日置地区土地改良事業(農業用排水施設)を廃止したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、土地改良事業廃止処理計画書の写しを次のように縦覧に供する。  
この土地改良事業廃止処理計画につき不服のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に審査請求をすることができる。  
令和7年(2025年)3月28日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 縦覧に供する書類の名称  
県営藤井・日置地区土地改良事業(農業用排水施設)廃止処理計画書の写し
- 2 縦覧期間  
令和7年(2025年)3月31日から令和7年(2025年)4月25日まで
- 3 縦覧場所  
山鹿市役所

**熊本県公告第189号**

土地改良法(昭和24年法律第195号)第88条第1項の規定により、県営藤井・日置地区土地改良事業(暗渠排水)を廃止したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、土地改良事業廃止処理計画書の写しを次のように縦覧に供する。  
この土地改良事業廃止処理計画につき不服のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に審査請求をすることができる。  
令和7年(2025年)3月28日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 縦覧に供する書類の名称  
県営藤井・日置地区土地改良事業(暗渠排水)廃止処理計画書の写し
- 2 縦覧期間  
令和7年(2025年)3月31日から令和7年(2025年)4月25日まで
- 3 縦覧場所  
山鹿市役所

熊本県公告第190号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和7年（2025年）3月28日

熊本県知事 木 村 敬

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
 菊池市泗水町田島字鶴掛3388番1、同3389番、同3390番、同3391番、同3392番、同3394番1、同3394番2、同3395番1、同3395番2、同3396番、同3397番、同3398番、同3399番1、同3399番2、同3400番1、同3400番の2、同3401番、同3402番1、同3402番2、同3402番3、同3402番4、同3402番6、同3402番8、同3404番、同3405番、同3406番、同3409番、同3410番1、同3410番2、同3411番1、同3411番2、同3411番3、同3412番、同3413番、同3414番1、同3414番2、同3415番、同3417番、同3418番1、同3419番、同3420番1、同3420番2、同3426番1、同3427番1、同3429番、同3430番1、同3432番、同3433番1、同3433番2、同3433番3、同3434番、同3435番及び同3436番1並びに同字芳原3495番並びに里道57、452.90平方メートル
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
 八代市新港町三丁目9番地8  
 株式会社エーブル

熊本県公告第191号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用集積等促進計画を認可したので、同条第7項の規定により公告する。

令和7年（2025年）3月28日

熊本県知事 木 村 敬

- 農用地利用集積等促進計画の概要

農地中間管理権の設定等を行う者		賃借権の設定等を受ける者		農地中間管理権の設定等及び賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	氏名又は名称	住 所	
大塚 一行	南小国町	大塚 良親	南小国町	阿蘇郡南小国町大字満願寺字黒岩8865ほか2筆
大塚 一行	南小国町	大塚 良親	南小国町	阿蘇郡南小国町大字満願寺字中園墓8907-1

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
有限会社松浦常男農産	八代市	八代郡氷川町野津字南神太夫2198
農事組合法人肥の川南	氷川町	八代郡氷川町鹿野字参八番割1460

- 認可年月日  
 令和7年（2025年）3月21日

登載依頼

熊本県教育委員会訓令第1号

本庁各課  
各地方機関  
各県立学校

熊本県教職員住宅管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年3月28日

熊本県教育長 白 石 伸 一

熊本県教職員住宅管理規程の一部を改正する訓令

熊本県教職員住宅管理規程（昭和40年熊本県教育委員会訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。  
別表集団住宅の部熊本県教職員荒尾第二住宅の款を削り、同表単独住宅の部熊本県立上天草高等学校職員住宅の款を削る。

附 則

この訓令は、令和7年3月28日から施行する。

**熊本県教育委員会公告第17号**

特定調達契約につき一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び熊本県物品等又は特定役務の調達に関する規則（平成7年熊本県規則第51号）第11条第1項の規定により、次のとおり公示する。

令和7年（2025年）3月28日

熊本県教育長 白石伸一

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
熊本県立大津支援学校通学バス運行業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
熊本県立大津支援学校（管理棟1階 事務室）  
郵便番号 869-1235 菊池郡大津町大字室1381番地
- 3 落札者を決定した日  
令和7年（2025年）2月26日
- 4 落札者の氏名及び住所  
有限会社 七城観光バス 代表取締役 荒木 裕一朗  
郵便番号 861-1345 菊池市七城町小野崎字野間946番1
- 5 落札金額  
47,511,200円（うち消費税及び地方消費税額4,319,200円）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例政令第6条に規定する公告を行った日  
令和7年（2025年）1月14日

熊本県議会傍聴取規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年（2025年）3月28日

熊本県議会議長 高野洋介

**熊本県議会規則第1号**

熊本県議会傍聴規則の一部を改正する規則  
熊本県議会傍聴規則（平成5年熊本県議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第6条中「、氏名及び年齢」を「及び氏名」に改める。  
第11条第1項第1号中「加え、又は迷惑を及ぼす」を「加える」に改め、同項第2号及び第3号を次のように改める。

(2) ビラ、幕、たすきその他の議場に現在する者に対して威勢を示すために使用されるおそれがあると認められる物を携帯し、又は着用している者

(3) 前2号に規定する物のほか、会議を妨害し、又は他の傍聴人の傍聴を妨害するおそれがあると認められる物を携帯している者

同項第9号中「議事」を「会議」に、「を疑うに足りる顕著な事情が」を「が明らかであると」に改め、同号を同項第5号とし、同条第2項中「第5号」を「第3号」に、「物品」を「物」に改め、同条第4項を削る。

第12条中「、静粛を旨とし」を削り、同条第2号を削り、同条第1号中「表明しない」を「表明し、又は議場に現在する者に対して威勢を示さない」に改め、同号を同条第2号とし、同条に第1号として次の1号を加える。

(1) 静粛にすること。

第12条第3号を次のように改める。  
(3) 携帯電話端末その他音を発する機器は、音を発しないようにすること。

第12条中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号及び第7号を削り、同条第8号中「議場の秩序を乱し、又は議事の妨害となる」を「会議を妨害し、又は他の傍聴人の傍聴を妨害する」に改め、同号を同条第5号とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

熊本県議会会議規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年3月28日

熊本県議会議長 高野洋介

**熊本県議会会議規則第2号**

熊本県議会会議規則の一部を改正する規則  
熊本県議会会議規則（平成3年熊本県議会会議規則第1号）の一部を次のように改正する。  
第2条第1項中「出産」の次に「（配偶者の出産を含む。）」を、「介護」の次に「、看護」を加える。  
第99条中「議場」の次に「及び傍聴席」を加える。  
附 則  
この規則は、公布の日から施行する。

熊本県有明海区漁業調整委員会の保有する保有個人情報の開示等に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和7年（2025年）3月28日

熊本県有明海区漁業調整委員会会長 橋 本 孝

**熊本県有明海区漁業調整委員会告示第1号**

熊本県有明海区漁業調整委員会の保有する保有個人情報の開示等に関する規程の一部を改正する規程

熊本県有明海区漁業調整委員会の保有する保有個人情報の開示等に関する規程（令和5年熊本県有明海区漁業調整委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中「健康保険被保険者証」及び「、健康保険の被保険者証」を削り、「資格を証明する書類（開示請求をする日前30日以内に作成されたものに限り。）を」の次に「提示し、又は」を加える。

別記第15号様式中「健康保険被保険者証」及び「、健康保険の被保険者証」を削り、「資格を証明する書類（訂正請求をする日前30日以内に作成されたものに限り。）を」の次に「提示し、又は」を加える。

別記第23号様式中「健康保険被保険者証」及び「、健康保険の被保険者証」を削り、「法定代理人による」を「代理人による」に改め、「資格を証明する書類（利用停止請求をする日前30日以内に作成されたものに限り。）を」の次に「提示し、又は」を加える。

附 則  
1 この規程は、公布の日から施行する。  
2 この規程の施行の際現に改正前の熊本県有明海区漁業調整委員会の保有する保有個人情報の開示等に関する規程の規定により提出されている請求書その他の書類は、改正後の熊本県有明海区漁業調整委員会の保有する保有個人情報の開示等に関する規程の規定により提出された請求書その他の書類とみなす。

別記第1号様式 (第2条関係)

保有個人情報開示請求書

年 月 日

熊本県有明海区漁業調整委員会会長 様

(ふりがな)

氏名 \_\_\_\_\_

住所又は居所

〒 \_\_\_\_\_ TEL ( ) \_\_\_\_\_

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第77条第1項の規定により、下記のとおり保有個人情報の開示を請求します。

記

1 開示を請求する保有個人情報（具体的に特定してください。）

\_\_\_\_\_

2 求める開示の実施方法等

希望する方法等に✓を付してください。

事務所における開示の実施を希望する。  
 <実施の方法>  閲覧等  
 写しの交付等 (  用紙  CD-R  DVD-R  その他( ) )

写しの送付を希望する。(  用紙  CD-R  DVD-R  その他( ) )

備考： \_\_\_\_\_

3 本人確認等

ア 開示請求者  本人  法定代理人  任意代理人

イ 請求者本人確認書類  
 運転免許証  
 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの）  
 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書  
 その他 ( )  
 ※請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。

ウ 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。）  
 (ア) 本人の状況  未成年者 ( 年 月 日生 )  成年被後見人  
 任意代理人委任者  
 (ふりがな)  
 (イ) 本人の氏名 \_\_\_\_\_  
 (ウ) 本人の住所又は居所 \_\_\_\_\_

エ 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。  
 請求資格確認書類  戸籍謄本  登記事項証明書  その他 ( )

オ 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。  
 請求資格確認書類  委任状  その他 ( )

(注)

1 「氏名」、「住所又は居所」

本人の氏名（旧姓も可）及び住所又は居所を記載してください。ここに記載された氏名及び住所又は居所により開示決定通知等を行うこととなりますので、正確に記載してください。

なお、法定代理人又は任意代理人（以下「代理人」といいます。）による開示請求の場合には、代理人の氏名及び住所又は居所を記載してください。

## 2 「開示を請求する保有個人情報」

開示を請求する保有個人情報が記録されている行政文書等や個人情報ファイルの名称など、開示請求する保有個人情報を特定できるような情報を具体的に記載してください。

## 3 「求める開示の実施方法等」

開示を受ける場合の開示の実施の方法（事務所における開示の実施の方法又は写しの送付）及び開示の実施日について、希望がありましたら記載（開示の実施日については備考欄に記載）してください。なお、実施の方法及び実施日は熊本県有明海区漁業調整委員会会長の定めるところによりますので、希望する実施の方法及び実施日に対応できない場合があります。

また、開示の実施の方法等については、開示決定後に提出していただく別紙「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」により、別途申し出ることもできます。

## 4 本人確認書類等

### (1) 来所による開示請求の場合

来所して開示請求をする場合、本人確認のため、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）第22条第1項に規定する運転免許証、個人番号カード（個人番号カードとみなされる住民基本台帳カードを含みます。）、在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書等の住所・氏名が記載されている書類を提示し、又は提出してください。

### (2) 送付による開示請求の場合

保有個人情報開示請求書を送付して保有個人情報の開示請求をする場合には、(1)の本人確認書類を複写機により複写したものに併せて、住民票の写し（開示請求をする日前30日以内に作成されたものに限ります。）を提出してください。

### (3) 代理人による開示請求の場合

「本人の状況等」欄は、代理人による開示請求の場合にのみ記載してください。

代理人のうち、法定代理人が開示請求をする場合には、戸籍謄本、戸籍抄本、成年後見登記の登記事項証明書その他法定代理人であることを証明する書類（開示請求をする日前30日以内に作成されたものに限ります。）を提示し、又は提出してください。

代理人のうち、任意代理人が開示請求をする場合には、委任状その他その資格を証明する書類（開示請求をする日前30日以内に作成されたものに限ります。）を提示し、又は提出してください。

別記第15号様式 (第12条関係)

保有個人情報訂正請求書

年 月 日

熊本県有明海区漁業調整委員会会長 様

(ふりがな)

氏名 \_\_\_\_\_

住所又は居所

〒 \_\_\_\_\_ TEL ( ) \_\_\_\_\_

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」といいます。）  
第91条第1項の規定により、下記のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定等に係る通知書の文書番号： 日付： 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等
訂正請求の趣旨及び理由	(趣旨)  (理由)

1 訂正請求者 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
2 請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ） ※ 請求書を送付して請求する場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。
3 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。） ア 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者  (ふりがな) イ 本人の氏名 _____ ウ 本人の住所又は居所 _____
4 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ）
5 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他（ ）

(注)

1 「氏名」「住所又は居所」

本人の氏名及び住所又は居所を記載してください。ここに記載された氏名及び住所又は居所により訂正決定通知等を行うこととなりますので、正確に記入してください。

なお、法定代理人又は任意代理人（以下「代理人」といいます。）による訂正請求の場合には、代理人の氏名及び住所又は居所を記載してください。

2 「訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日」

保有個人情報の開示の実施を受けた日を記載してください。

3 「開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報」

「開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報」の名称を記載してください。

4 「訂正請求の趣旨及び理由」

(1) 訂正請求の趣旨

どのような訂正を求めるかについて簡潔に記載してください。

(2) 訂正請求の理由

訂正請求の趣旨を裏付ける根拠を明確かつ簡潔に記載してください。なお、本欄に記載しきれない場合には、本欄を参考に別葉に記載し、本請求書に添付して提出してください。

5 訂正請求の期限について

訂正請求は、法第90条第3項の規定により、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならないこととなっています。

6 本人確認書類等

(1) 来所による訂正請求の場合

来所して訂正請求をする場合、本人確認のため、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）第29条において読み替えて準用する同令第22条第1項に規定する運転免許証、個人番号カード（個人番号カードとみなされる住民基本台帳カードを含みます。）、在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書等の住所・氏名が記載されている書類を提示し、又は提出してください。

(2) 送付による訂正請求の場合

保有個人情報訂正請求書を送付して保有個人情報の訂正請求をする場合には、(1)の本人確認書類を複写機により複写したものに併せて、住民票の写し（訂正請求をする日前30日以内に作成されたものに限り）を提出してください。

(3) 代理人による訂正請求の場合

「本人の状況等」欄は、代理人による訂正請求の場合にのみ記載してください。

代理人のうち、法定代理人が訂正請求をする場合には、戸籍謄本、戸籍抄本、成年後見登記の登記事項証明書その他法定代理人であることを証明する書類（訂正請求をする日前30日以内に作成されたものに限り）を提示し、又は提出してください。

代理人のうち、任意代理人が訂正請求をする場合には、委任状その他その資格を証明する書類（訂正請求をする日前30日以内に作成されたものに限り）を提示し、又は提出してください。

別記第23号様式(第18条関係)

保有個人情報利用停止請求書

年 月 日

熊本県有明海区漁業調整委員会会長 様

(ふりがな)

氏名 \_\_\_\_\_

住所又は居所

〒 \_\_\_\_\_ 番 ( )

個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」といいます。)第99条第1項の規定により、下記のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定等に係る通知書の文書番号： _____ 日付： 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報
利用停止請求の趣旨及び理由	(趣旨) <input type="checkbox"/> 第1号該当 → <input type="checkbox"/> 利用の停止 <input type="checkbox"/> 消去 <input type="checkbox"/> 第2号該当 → 提供の停止 (理由)

1 利用停止請求者	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
2 請求者本人確認書類	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード(住所記載のあるもの) <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他( ) ※ 請求書を送付して請求する場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。
3 本人の状況等(法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。)	ア 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者( 年 月 日生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者  (ふりがな) イ 本人の氏名 _____ ウ 本人の住所又は居所 _____
4 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。	請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他( )
5 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。	請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他( )

(注)

1 「氏名」、「住所又は居所」

本人の氏名及び住所又は居所を記載してください。ここに記載された氏名及び住所又は居所により利用停止決定通知等を行うこととなりますので、正確に記入してください。

なお、法定代理人又は任意代理人（以下「代理人」といいます。）による利用停止請求の場合には、代理人の氏名及び住所又は居所を記載してください。

## 2 「利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日」

保有個人情報の開示の実施を受けた日を記載してください。

## 3 「開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報」

「開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報」の名称等を記載してください。

## 4 「利用停止請求の趣旨及び理由」

### (1) 利用停止請求の趣旨

「利用停止請求の趣旨」は、「第1号該当」、「第2号該当」のいずれか該当する□にレ点を記入してください。

ア 「第1号該当」には、法第61条第2項の規定（個人情報の保有制限）に違反して保有されているとき、法第63条の規定（不適正な利用の禁止）に違反して取り扱われているとき、法第64条の規定（適正取得）に違反して取得されたものであるとき又は法第69条第1項及び第2項の規定（目的外利用制限）に違反して利用されているときに該当すると考えるときに、□にレ点を記入してください。また、「利用の停止」又は「消去」のいずれかにレ点を記入してください。

イ 「第2号該当」には、法第69条第1項及び第2項の規定（目的外提供制限）又は第71条第1項の規定（外国第三者提供制限）に違反して他の行政機関等や外国にある第三者等に提供されているときに該当すると考えるときに、□にレ点を記入してください。

### (2) 利用停止請求の理由

「利用停止請求の理由」は、利用停止請求の趣旨を裏付ける根拠を明確かつ簡潔に記載してください。なお、本欄に記載しきれない場合には、本欄を参考に別葉に記載し、本請求書に添付して提出してください。

## 5 利用停止請求の期限について

利用停止請求は、法第98条第3項の規定により、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内に行なわなければならないこととなっています。

## 6 本人確認書類等

### (1) 来所による利用停止請求の場合

来所して利用停止請求をする場合、本人確認のため、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）第29条において読み替えて準用する同令第22条第1項に規定する運転免許証、個人番号カード（個人番号カードとみなされる住民基本台帳カードを含みます。）、在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書等の住所・氏名が記載されている書類を提示し、又は提出してください。

### (2) 送付による利用停止請求の場合

保有個人情報利用停止請求書を送付して保有個人情報の利用停止請求をする場合には、(1)の本人確認書類を複写機により複写したものに併せて、住民票の写し（利用停止請求をする日前30日以内に作成されたものに限り。）を提出してください。

### (3) 代理人による利用停止請求の場合

「本人の状況等」欄は、代理人による利用停止請求の場合に記載してください。

代理人のうち、法定代理人が利用停止請求をする場合には、戸籍謄本、戸籍抄本、成年後見登記の登記事項証明書その他法定代理人であることを証明する書類（利用停止請求をする日前30日以内に作成されたものに限ります。）を提示し、又は提出してください。

代理人のうち、任意代理人が利用停止請求をする場合には、委任状その他その資格を証明する書類（利用停止請求をする日前30日以内に作成されたものに限ります。）を提示し、又は提出してください。

天草不知火海区漁業調整委員会の保有する保有個人情報の開示等に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和7年(2025年)3月28日

天草不知火海区漁業調整委員会会長 江口 幸 男

#### 天草不知火海区漁業調整委員会告示第1号

天草不知火海区漁業調整委員会の保有する保有個人情報の開示等に関する規程の一部を改正する規程

天草不知火海区漁業調整委員会の保有する保有個人情報の開示等に関する規程（令和5年天草不知火海区漁業調整委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中「健康保険被保険者証」及び「、健康保険の被保険者証」を削り、「資格を証明する書類（開示請求をする日前30日以内に作成されたものに限ります。）を」の次に「提示し、又は」を加える。

別記第15号様式中「健康保険被保険者証」及び「、健康保険の被保険者証」を削り、「資格を証明する書類（訂正請求をする日前30日以内に作成されたものに限ります。）を」の次に「提示し、又は」を加える。

別記第23号様式中「健康保険被保険者証」及び「、健康保険の被保険者証」を削り、「法定代理人による」を「代理人による」に改め、「資格を証明する書類（利用停止請求をする日前30日以内に作成されたものに限ります。）を」の次に「提示し、又は」を加える。

#### 附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 この規程の施行の際現に改正前の天草不知火海区漁業調整委員会の保有する保有個人情報の開示等に関する規程の規定により提出されている請求書その他の書類は、改正後の天草不知火海区漁業調整委員会の保有する保有個人情報の開示等に関する規程の規定により提出された請求書その他の書類とみなす。

別記第1号様式 (第2条関係)

保有個人情報開示請求書

年 月 日

天草不知火海区漁業調整委員会会長 様

(ふりがな)

氏名 \_\_\_\_\_

住所又は居所

〒 \_\_\_\_\_ TEL ( ) \_\_\_\_\_

個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第77条第1項の規定により、下記のとおり保有個人情報の開示を請求します。

記

1 開示を請求する保有個人情報(具体的に特定してください。)

[Empty box for specifying personal information to be disclosed]

2 求める開示の実施方法等

希望する方法等に✓を付してください。

事務所における開示の実施を希望する。  
<実施の方法>  閲覧等  
 写しの交付等 (  用紙  CD-R  DVD-R  その他( ) )

写しの送付を希望する。(  用紙  CD-R  DVD-R  その他( ) )

備考:

3 本人確認等

ア 開示請求者  本人  法定代理人  任意代理人

イ 請求者本人確認書類  
 運転免許証  
 個人番号カード又は住民基本台帳カード(住所記載のあるもの)  
 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書  
 その他( )  
※請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。

ウ 本人の状況等(法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。)  
(ア) 本人の状況  未成年者( 年 月 日生)  成年被後見人  
 任意代理人委任者  
(ふりがな)  
(イ) 本人の氏名 \_\_\_\_\_  
(ウ) 本人の住所又は居所 \_\_\_\_\_

エ 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。  
請求資格確認書類  戸籍謄本  登記事項証明書  その他( )

オ 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。  
請求資格確認書類  委任状  その他( )

(注)

1 「氏名」、「住所又は居所」

本人の氏名（旧姓も可）及び住所又は居所を記載してください。ここに記載された氏名及び住所又は居所により開示決定通知等を行うこととなりますので、正確に記載してください。

なお、法定代理人又は任意代理人（以下「代理人」といいます。）による開示請求の場合には、代理人の氏名及び住所又は居所を記載してください。

## 2 「開示を請求する保有個人情報」

開示を請求する保有個人情報が記録されている行政文書等や個人情報ファイルの名称など、開示請求する保有個人情報を特定できるような情報を具体的に記載してください。

## 3 「求める開示の実施方法等」

開示を受ける場合の開示の実施の方法（事務所における開示の実施の方法又は写しの送付）及び開示の実施日について、希望がありましたら記載（開示の実施日については備考欄に記載）してください。なお、実施の方法及び実施日は天草不知火海区漁業調整委員会会長の定めるところによりますので、希望する実施の方法及び実施日に対応できない場合があります。

また、開示の実施の方法等については、開示決定後に提出していただく別紙「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」により、別途申し出ることもできます。

## 4 本人確認書類等

### (1) 来所による開示請求の場合

来所して開示請求をする場合、本人確認のため、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）第22条第1項に規定する運転免許証、個人番号カード（個人番号カードとみなされる住民基本台帳カードを含みます。）、在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書等の住所・氏名が記載されている書類を提示し、又は提出してください。

### (2) 送付による開示請求の場合

保有個人情報開示請求書を送付して保有個人情報の開示請求をする場合には、(1)の本人確認書類を複写機により複写したものに併せて、住民票の写し（開示請求をする日前30日以内に作成されたものに限ります。）を提出してください。

### (3) 代理人による開示請求の場合

「本人の状況等」欄は、代理人による開示請求の場合にのみ記載してください。

代理人のうち、法定代理人が開示請求をする場合には、戸籍謄本、戸籍抄本、成年後見登記の登記事項証明書その他法定代理人であることを証明する書類（開示請求をする日前30日以内に作成されたものに限ります。）を提示し、又は提出してください。

代理人のうち、任意代理人が開示請求をする場合には、委任状その他その資格を証明する書類（開示請求をする日前30日以内に作成されたものに限ります。）を提示し、又は提出してください。

別記第15号様式 (第12条関係)

保有個人情報訂正請求書

年 月 日

天草不知火海区漁業調整委員会会長 様

(ふりがな)

氏名 \_\_\_\_\_

住所又は居所

〒 \_\_\_\_\_ TEL ( ) \_\_\_\_\_

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」といいます。）  
第91条第1項の規定により、下記のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定等に係る通知書の文書番号： 日付： 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等
訂正請求の趣旨及び理由	(趣旨)  (理由)

1 訂正請求者 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
2 請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ） ※ 請求書を送付して請求する場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。
3 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。） ア 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者  (ふりがな) イ 本人の氏名 _____ ウ 本人の住所又は居所 _____
4 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ）
5 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他（ ）

(注)

1 「氏名」「住所又は居所」

本人の氏名及び住所又は居所を記載してください。ここに記載された氏名及び住所又は居所により訂正決定通知等を行うこととなりますので、正確に記入してください。

なお、法定代理人又は任意代理人（以下「代理人」といいます。）による訂正請求の場合には、代理人の氏名及び住所又は居所を記載してください。

2 「訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日」

保有個人情報の開示の実施を受けた日を記載してください。

3 「開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報」

「開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報」の名称を記載してください。

4 「訂正請求の趣旨及び理由」

(1) 訂正請求の趣旨

どのような訂正を求めるかについて簡潔に記載してください。

(2) 訂正請求の理由

訂正請求の趣旨を裏付ける根拠を明確かつ簡潔に記載してください。なお、本欄に記載しきれない場合には、本欄を参考に別葉に記載し、本請求書に添付して提出してください。

5 訂正請求の期限について

訂正請求は、法第90条第3項の規定により、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならないこととなっています。

6 本人確認書類等

(1) 来所による訂正請求の場合

来所して訂正請求をする場合、本人確認のため、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）第29条において読み替えて準用する同令第22条第1項に規定する運転免許証、個人番号カード（個人番号カードとみなされる住民基本台帳カードを含みます。）、在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書等の住所・氏名が記載されている書類を提示し、又は提出してください。

(2) 送付による訂正請求の場合

保有個人情報訂正請求書を送付して保有個人情報の訂正請求をする場合には、(1)の本人確認書類を複写機により複写したものに併せて、住民票の写し（訂正請求をする日前30日以内に作成されたものに限り）を提出してください。

(3) 代理人による訂正請求の場合

「本人の状況等」欄は、代理人による訂正請求の場合にのみ記載してください。

代理人のうち、法定代理人が訂正請求をする場合には、戸籍謄本、戸籍抄本、成年後見登記の登記事項証明書その他法定代理人であることを証明する書類（訂正請求をする日前30日以内に作成されたものに限り）を提示し、又は提出してください。

代理人のうち、任意代理人が訂正請求をする場合には、委任状その他その資格を証明する書類（訂正請求をする日前30日以内に作成されたものに限り）を提示し、又は提出してください。

別記第23号様式(第18条関係)

保有個人情報利用停止請求書

年 月 日

天草不知火海区漁業調整委員会会長 様

(ふりがな)

氏名 \_\_\_\_\_

住所又は居所

〒 \_\_\_\_\_ 番 ( )

個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」といいます。)第99条第1項の規定により、下記のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定等に係る通知書の文書番号： _____ 日付： 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報
利用停止請求の趣旨及び理由	(趣旨) <input type="checkbox"/> 第1号該当 → <input type="checkbox"/> 利用の停止 <input type="checkbox"/> 消去 <input type="checkbox"/> 第2号該当 → 提供の停止 (理由)

1 利用停止請求者	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
2 請求者本人確認書類	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード(住所記載のあるもの) <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他( ) ※ 請求書を送付して請求する場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。
3 本人の状況等(法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。)	ア 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者( 年 月 日生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者  (ふりがな) イ 本人の氏名 _____ ウ 本人の住所又は居所 _____
4 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。	請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他( )
5 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。	請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他( )

(注)

1 「氏名」、「住所又は居所」

本人の氏名及び住所又は居所を記載してください。ここに記載された氏名及び住所又は居所により利用停止決定通知等を行うこととなりますので、正確に記入してください。

なお、法定代理人又は任意代理人（以下「代理人」といいます。）による利用停止請求の場合には、代理人の氏名及び住所又は居所を記載してください。

## 2 「利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日」

保有個人情報の開示の実施を受けた日を記載してください。

## 3 「開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報」

「開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報」の名称等を記載してください。

## 4 「利用停止請求の趣旨及び理由」

### (1) 利用停止請求の趣旨

「利用停止請求の趣旨」は、「第1号該当」、「第2号該当」のいずれか該当する□にレ点を記入してください。

ア 「第1号該当」には、法第61条第2項の規定（個人情報の保有制限）に違反して保有されているとき、法第63条の規定（不適正な利用の禁止）に違反して取り扱われているとき、法第64条の規定（適正取得）に違反して取得されたものであるとき又は法第69条第1項及び第2項の規定（目的外利用制限）に違反して利用されているときに該当すると考えるときに、□にレ点を記入してください。また、「利用の停止」又は「消去」のいずれかにレ点を記入してください。

イ 「第2号該当」には、法第69条第1項及び第2項の規定（目的外提供制限）又は第71条第1項の規定（外国第三者提供制限）に違反して他の行政機関等や外国にある第三者等に提供されているときに該当すると考えるときに、□にレ点を記入してください。

### (2) 利用停止請求の理由

「利用停止請求の理由」は、利用停止請求の趣旨を裏付ける根拠を明確かつ簡潔に記載してください。なお、本欄に記載しきれない場合には、本欄を参考に別葉に記載し、本請求書に添付して提出してください。

## 5 利用停止請求の期限について

利用停止請求は、法第98条第3項の規定により、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内に行なわなければならないこととなっています。

## 6 本人確認書類等

### (1) 来所による利用停止請求の場合

来所して利用停止請求をする場合、本人確認のため、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）第29条において読み替えて準用する同令第22条第1項に規定する運転免許証、個人番号カード（個人番号カードとみなされる住民基本台帳カードを含みます。）、在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書等の住所・氏名が記載されている書類を提示し、又は提出してください。

### (2) 送付による利用停止請求の場合

保有個人情報利用停止請求書を送付して保有個人情報の利用停止請求をする場合には、(1)の本人確認書類を複写機により複写したものに併せて、住民票の写し（利用停止請求をする日前30日以内に作成されたものに限り。）を提出してください。

### (3) 代理人による利用停止請求の場合

「本人の状況等」欄は、代理人による利用停止請求の場合に記載してください。

代理人のうち、法定代理人が利用停止請求をする場合には、戸籍謄本、戸籍抄本、成年後見登記の登記事項証明書その他法定代理人であることを証明する書類（利用停止請求をする日前30日以内に作成されたものに限ります。）を提示し、又は提出してください。

代理人のうち、任意代理人が利用停止請求をする場合には、委任状その他その資格を証明する書類（利用停止請求をする日前30日以内に作成されたものに限ります。）を提示し、又は提出してください。

熊本県議会委員会傍聴取扱要領の一部を改正する要領を次のように定める。  
令和7年（2025年）3月28日

熊本県議会議長 高野 洋 介

熊本県議会告示第3号

熊本県議会委員会傍聴取扱要領の一部を改正する要領  
熊本県議会委員会傍聴取扱要領（平成13年熊本県議会告示第3号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項第1号中「加え、又は迷惑を及ぼす」を「加える」に改め、同項第2号及び第3号を次のように改める。

(2) ビラ、幕、たすきその他の議場に現在する者に対して威勢を示すために使用されるおそれがある認められる物を携帯し、又は着用している者

(3) 前2号に規定する物のほか、会議を妨害し、又は他の傍聴人の傍聴を妨害するおそれがある認められる物を携帯している者

第7条第1項中第4号から第6号までを削り、第7号を第4号とし、第8号を削り、同項第9号中「議事」を「委員会」に、「を疑うに足りる顕著な事情が」を「が明らかであると」に改め、同号を同項第5号とし、同条第2項中「第5号」を「第3号」に、「物品」を「物」に改め、同条第4項を削る。

第8条中「静粛を旨とし」を削り、同条第2号を削り、同条第1号中「表明しない」を「表明し、又は議場に現在する者に対して威勢を示さない」に改め、同号を同条第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) 静粛にすること。

第8条第3号を次のように改める。

(3) 携帯電話端末その他音を発する機器は、音を発しないようにすること。

第8条中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号及び第7号を削り、同条第8号中「委員会室の秩序を乱し、又は議事の妨害となる」を「委員会を妨害し、又は他の傍聴人の傍聴を妨害する」に改め、同号を同条第5号とする。

様式第1号中「氏名 \_\_\_\_\_ 印」を「氏名 \_\_\_\_\_ 連絡先（電話番号） \_\_\_\_\_」に改める。

様式第2号裏中「(1) 委員会室の秩序を乱し、議事の妨害となるような行為をしないこと。 (2) 発言に対して批評をしたり、拍手その他の方法で賛否を表明しないこと。 (3) 帽子、コート、マフラーの類を着用しないこと。 (4) 飲食又は談笑をしないこと。 (5) 携帯電話等は、音の出ない状態にすること。」

- ) 静粛にすること。
- ) 委員会室における言論に対して、拍手その他の方法により公然と可否を表明し、又は委員会室の現在する者に対して威勢を示さないこと。
- ) 飲食又は喫煙をしないこと。 \_\_\_\_\_ に改める。
- ) 携帯電話端末その他音を発する機器は、音を発しないようにすること。
- ) その他委員会を妨害し、又は他の傍聴人の傍聴を妨害するように行為をしないこと。」

附 則  
この要領は、告示の日から施行する。

熊本県内水面漁場管理委員会の保有する保有個人情報の開示等に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和7年(2025年)3月28日

熊本県内水面漁場管理委員会会長 江 藤 俊 男

**熊本県内水面漁場管理委員会告示第1号**

熊本県内水面漁場管理委員会の保有する保有個人情報の開示等に関する規程の一部を改正する規程

熊本県内水面漁場管理委員会の保有する保有個人情報の開示等に関する規程(令和5年熊本県内水面漁場管理委員会告示第1号)の一部を次のように改正する。  
別記第1号様式中「健康保険被保険者証」及び「、健康保険の被保険者証」を削り、「資格を証明する書類(開示請求をする日前30日以内に作成されたものに限ります。)」を」の次に「提示し、又は」を加える。  
別記第15号様式中「健康保険被保険者証」及び「、健康保険の被保険者証」を削り、「資格を証明する書類(訂正請求をする日前30日以内に作成されたものに限ります。)」を」の次に「提示し、又は」を加える。  
別記第23号様式中「健康保険被保険者証」及び「、健康保険の被保険者証」を削り、「法定代理人による」を「代理人による」に改め、「資格を証明する書類(利用停止請求をする日前30日以内に作成されたものに限ります。)」を」の次に「提示し、又は」を加える。

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 この規程の施行の際現に改正前の熊本県内水面漁場管理委員会の保有する保有個人情報の開示等に関する規程の規定により提出されている請求書その他の書類は、改正後の熊本県内水面漁場管理委員会の保有する保有個人情報の開示等に関する規程の規定により提出された請求書その他の書類とみなす。

別記第1号様式(第2条関係)

保有個人情報開示請求書

年 月 日

熊本県内水面漁場管理委員会会長 様

(ふりがな)

氏名 \_\_\_\_\_

住所又は居所

〒 \_\_\_\_\_ 番 ( )

個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第77条第1項の規定により、下記のとおり保有個人情報の開示を請求します。

記

1 開示を請求する保有個人情報(具体的に特定してください。)

[Empty box for specifying personal information to be disclosed]

2 求める開示の実施方法等

希望する方法等に✓を付してください。

事務所における開示の実施を希望する。  
 <実施の方法>  閲覧等  
 写しの交付等 (  用紙  CD-R  DVD-R  その他( ) )

写しの送付を希望する。 (  用紙  CD-R  DVD-R  その他( ) )

備考:

3 本人確認等

ア 開示請求者  本人  法定代理人  任意代理人

イ 請求者本人確認書類  
 運転免許証  
 個人番号カード又は住民基本台帳カード(住所記載のあるもの)  
 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書  
 その他( )  
 ※請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。

ウ 本人の状況等(法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。)  
 (ア) 本人の状況  未成年者( 年 月 日生)  成年被後見人  
 任意代理人委任者  
 (ふりがな)  
 (イ) 本人の氏名 \_\_\_\_\_  
 (ウ) 本人の住所又は居所 \_\_\_\_\_

エ 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。  
 請求資格確認書類  戸籍謄本  登記事項証明書  その他( )

オ 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。  
 請求資格確認書類  委任状  その他( )

(注)

1 「氏名」、「住所又は居所」

本人の氏名（旧姓も可）及び住所又は居所を記載してください。ここに記載された氏名及び住所又は居所により開示決定通知等を行うこととなりますので、正確に記載してください。

なお、法定代理人又は任意代理人（以下「代理人」といいます。）による開示請求の場合には、代理人の氏名及び住所又は居所を記載してください。

## 2 「開示を請求する保有個人情報」

開示を請求する保有個人情報が記録されている行政文書等や個人情報ファイルの名称など、開示請求する保有個人情報を特定できるような情報を具体的に記載してください。

## 3 「求める開示の実施方法等」

開示を受ける場合の開示の実施の方法（事務所における開示の実施の方法又は写しの送付）及び開示の実施日について、希望がありましたら記載（開示の実施日については備考欄に記載）してください。なお、実施の方法及び実施日は熊本県内水面漁場管理委員会会長の定めるところによりますので、希望する実施の方法及び実施日に対応できない場合があります。

また、開示の実施の方法等については、開示決定後に提出していただく別紙「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」により、別途申し出ることもできます。

## 4 本人確認書類等

### (1) 来所による開示請求の場合

来所して開示請求をする場合、本人確認のため、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）第22条第1項に規定する運転免許証、個人番号カード（個人番号カードとみなされる住民基本台帳カードを含みます。）、在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書等の住所・氏名が記載されている書類を提示し、又は提出してください。

### (2) 送付による開示請求の場合

保有個人情報開示請求書を送付して保有個人情報の開示請求をする場合には、(1)の本人確認書類を複写機により複写したものに併せて、住民票の写し（開示請求をする日前30日以内に作成されたものに限ります。）を提出してください。

### (3) 代理人による開示請求の場合

「本人の状況等」欄は、代理人による開示請求の場合にのみ記載してください。

代理人のうち、法定代理人が開示請求をする場合には、戸籍謄本、戸籍抄本、成年後見登記の登記事項証明書その他法定代理人であることを証明する書類（開示請求をする日前30日以内に作成されたものに限ります。）を提示し、又は提出してください。

代理人のうち、任意代理人が開示請求をする場合には、委任状その他その資格を証明する書類（開示請求をする日前30日以内に作成されたものに限ります。）を提示し、又は提出してください。

別記第15号様式(第12条関係)

保有個人情報訂正請求書

年 月 日

熊本県内水面漁場管理委員会会長 様

(ふりがな)

氏名 \_\_\_\_\_

住所又は居所

〒 \_\_\_\_\_ 市 ( )

個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」といいます。)第91条第1項の規定により、下記のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定等に係る通知書の文書番号： 日付： 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等
訂正請求の趣旨及び理由	(趣旨)  (理由)

1 訂正請求者 本人 法定代理人 任意代理人

2 請求者本人確認書類  
運転免許証  
個人番号カード又は住民基本台帳カード(住所記載のあるもの)  
在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書  
その他( )  
 ※ 請求書を送付して請求する場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。

3 本人の状況等(法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。)  
 ア 本人の状況 未成年者( 年 月 日生) 成年被後見人  
任意代理人委任者

(ふりがな)  
 イ 本人の氏名 \_\_\_\_\_  
 ウ 本人の住所又は居所 \_\_\_\_\_

4 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。  
 請求資格確認書類 戸籍謄本 登記事項証明書 その他( )

5 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。  
 請求資格確認書類 委任状 その他( )

(注)

1 「氏名」「住所又は居所」

本人の氏名及び住所又は居所を記載してください。ここに記載された氏名及び住所又は居所により訂正決定通知等を行うこととなりますので、正確に記入してください。

なお、法定代理人又は任意代理人（以下「代理人」といいます。）による訂正請求の場合には、代理人の氏名及び住所又は居所を記載してください。

## 2 「訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日」

保有個人情報の開示の実施を受けた日を記載してください。

## 3 「開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報」

「開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報」の名称を記載してください。

## 4 「訂正請求の趣旨及び理由」

### (1) 訂正請求の趣旨

どのような訂正を求めるかについて簡潔に記載してください。

### (2) 訂正請求の理由

訂正請求の趣旨を裏付ける根拠を明確かつ簡潔に記載してください。なお、本欄に記載しきれない場合には、本欄を参考に別葉に記載し、本請求書に添付して提出してください。

## 5 訂正請求の期限について

訂正請求は、法第90条第3項の規定により、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならないこととなっています。

## 6 本人確認書類等

### (1) 来所による訂正請求の場合

来所して訂正請求をする場合、本人確認のため、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）第29条において読み替えて準用する同令第22条第1項に規定する運転免許証、個人番号カード（個人番号カードとみなされる住民基本台帳カードを含みます。）、在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書等の住所・氏名が記載されている書類を提示し、又は提出してください。

### (2) 送付による訂正請求の場合

保有個人情報訂正請求書を送付して保有個人情報の訂正請求をする場合には、(1)の本人確認書類を複写機により複写したものに併せて、住民票の写し（訂正請求をする日前30日以内に作成されたものに限り。）を提出してください。

### (3) 代理人による訂正請求の場合

「本人の状況等」欄は、代理人による訂正請求の場合にのみ記載してください。

代理人のうち、法定代理人が訂正請求をする場合には、戸籍謄本、戸籍抄本、成年後見登記の登記事項証明書その他法定代理人であることを証明する書類（訂正請求をする日前30日以内に作成されたものに限り。）を提示し、又は提出してください。

代理人のうち、任意代理人が訂正請求をする場合には、委任状その他その資格を証明する書類（訂正請求をする日前30日以内に作成されたものに限り。）を提示し、又は提出してください。

別記第23号様式(第18条関係)

保有個人情報利用停止請求書

年 月 日

熊本県内水面漁場管理委員会会長 様

(ふりがな)

氏名 \_\_\_\_\_

住所又は居所

〒 \_\_\_\_\_ 市 ( )

個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」といいます。)第99条第1項の規定により、下記のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定等に係る通知書の文書番号: 日付: 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報
利用停止請求の趣旨及び理由	(趣旨) <input type="checkbox"/> 第1号該当 → <input type="checkbox"/> 利用の停止 <input type="checkbox"/> 消去 <input type="checkbox"/> 第2号該当 → 提供の停止 (理由)

1 利用停止請求者	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
2 請求者本人確認書類	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード(住所記載のあるもの) <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他( ) ※ 請求書を送付して請求する場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。
3 本人の状況等(法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。)	ア 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者( 年 月 日生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者  (ふりがな) イ 本人の氏名 _____ ウ 本人の住所又は居所 _____
4 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。	請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他( )
5 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。	請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他( )

(注)

1 「氏名」、「住所又は居所」

本人の氏名及び住所又は居所を記載してください。ここに記載された氏名及び住所又は居所により利用停止決定通知等を行うこととなりますので、正確に記入してください。

なお、法定代理人又は任意代理人（以下「代理人」といいます。）による利用停止請求の場合には、代理人の氏名及び住所又は居所を記載してください。

## 2 「利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日」

保有個人情報の開示の実施を受けた日を記載してください。

## 3 「開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報」

「開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報」の名称等を記載してください。

## 4 「利用停止請求の趣旨及び理由」

### (1) 利用停止請求の趣旨

「利用停止請求の趣旨」は、「第1号該当」、「第2号該当」のいずれか該当する□にレ点を記入してください。

ア 「第1号該当」には、法第61条第2項の規定（個人情報の保有限制）に違反して保有されているとき、法第63条の規定（不適正な利用の禁止）に違反して取り扱われているとき、法第64条の規定（適正取得）に違反して取得されたものであるとき又は法第69条第1項及び第2項の規定（目的外利用制限）に違反して利用されているときに該当すると考えるときに、□にレ点を記入してください。また、「利用の停止」又は「消去」のいずれかにレ点を記入してください。

イ 「第2号該当」には、法第69条第1項及び第2項の規定（目的外提供制限）又は第71条第1項の規定（外国第三者提供制限）に違反して他の行政機関等や外国にある第三者等に提供されているときに該当すると考えるときに、□にレ点を記入してください。

### (2) 利用停止請求の理由

「利用停止請求の理由」は、利用停止請求の趣旨を裏付ける根拠を明確かつ簡潔に記載してください。なお、本欄に記載しきれない場合には、本欄を参考に別葉に記載し、本請求書に添付して提出してください。

## 5 利用停止請求の期限について

利用停止請求は、法第98条第3項の規定により、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内に行なわなければならないこととなっています。

## 6 本人確認書類等

### (1) 来所による利用停止請求の場合

来所して利用停止請求をする場合、本人確認のため、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）第29条において読み替えて準用する同令第22条第1項に規定する運転免許証、個人番号カード（個人番号カードとみなされる住民基本台帳カードを含みます。）、在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書等の住所・氏名が記載されている書類を提示し、又は提出してください。

### (2) 送付による利用停止請求の場合

保有個人情報利用停止請求書を送付して保有個人情報の利用停止請求をする場合には、(1)の本人確認書類を複写機により複写したものに併せて、住民票の写し（利用停止請求をする日前30日以内に作成されたものに限ります。）を提出してください。

### (3) 代理人による利用停止請求の場合

「本人の状況等」欄は、代理人による利用停止請求の場合に記載してください。

代理人のうち、法定代理人が利用停止請求をする場合には、戸籍謄本、戸籍抄本、成年後見登記の登記事項証明書その他法定代理人であることを証明する書類（利用停止請求をする日前30日以内に作成されたものに限ります。）を提示し、又は提出してください。

代理人のうち、任意代理人が利用停止請求をする場合には、委任状その他その資格を証明する書類（利用停止請求をする日前30日以内に作成されたものに限ります。）を提示し、又は提出してください。

熊本県教育委員会訓令第2号

本庁各課  
各地方機関  
各県立学校

熊本県教育委員会職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
令和7年3月28日

熊本県教育長 白石 伸 一

熊本県教育委員会職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令  
熊本県教育委員会職員安全衛生管理規程（平成11年熊本県教育委員会訓令第1号）の  
一部を次のように改正する。

別記第1号様式及び別記第2号様式中「（男 人・女 人）を削る。

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。